

順位	氏名（議席）	発言の要旨
10	佐藤 菊乃（5）	<p>1. 富士市子どもの権利条例に関する取組について</p> <p>本市では、令和4年4月に静岡県内初となる富士市子どもの権利条例を施行した。これは、国のこども基本法が令和5年4月施行のため、全国的に見ても先進的な取組であったと考える。</p> <p>本年5月17日には、本市の消防防災庁舎3階及び7階大会議室にて、こどもの声を聴くをメインテーマに、子どもの権利フォーラム2026が行われ、来場者323名及び運営スタッフ、出展者、ボランティア130名、合計453名の参加があった。</p> <p>当日行われた、静岡大学人文社会学部白井千晶教授による運営スタッフ事前研修、及び、川西市オンブズパーソンでもある佛教大学社会福祉学部長瀬正子准教授による基調講演を通して学びを深めることができたことは、大変有意義であったといえる。</p> <p>しかしながら、実施後アンケートには、多岐にわたり実に示唆に富んだ多くの声が寄せられ、その回答を見ると、こどもの権利についての市民やこどもたちへの認知度はまだ低いと言わざるを得ない。</p> <p>そこで、本フォーラムを通して浮き彫りになった本市が抱える課題について、こどもの声を聴くという観点から、以下伺う。</p> <p>(1) 本市における子どもの権利条例の位置づけと効果をどう捉えているか。</p> <p>(2) こどもの権利についての啓発活動と今後の展開について伺う。</p> <p>(3) 本フォーラムに参加したこどもたちの中には、こどもの権利について知らなかった、考えたことがなかったと回答するこどもがいたが、教育委員会では、こどもの権利を周知するためにどのような機会を設け、どのように取り扱っているのか。</p> <p>(4) 本市の子どもの権利条例第3条の中にある、安全に過ごせる権利と発言できる権利は、学校において最も身近な権利であると考えているが、本市の小中学校では、この2つの権利をどう捉えているか。</p> <p>(5) 小中学校の教員は、こどもの権利について、どのように学んでいるか。</p>